



## 住民税の納付方法には次の3つの方法があります

- 普通徴収・・・個人納付。納期は年4回(6・8・10・翌年1月)
- 特別徴収・・・給与天引き。納期は6月～翌年5月の年12回
- 年金特別徴収・・・年金天引き。納期は年6回(4・6・8・10・12・翌年2月)

### 「併用徴収」って?

上記の特別徴収と普通徴収を組み合わせた納付方法を「併用徴収」と呼んでいます。具体的には、給与や年金に係る所得とその他の所得がある方が、年税額全体のうち、給与や年金に係る税額はそれらからの天引きとし、残りの差額は個人納付とする方法です。  
※給与所得以外の所得がマイナスになる等、併用徴収ができない場合があります。  
詳しいことは、課税担当までおたずねください。



「東京都および都内全62区市町村は特別徴収を推進しています」

詳しくは

東京都 特別徴収

検索

特別徴収推進ステーション

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/tokubetsu/index.html>

## ～医療費控除は2種類から選べます～

### ☆医療費控除とは☆

本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。



### ①通常の医療費控除

#### ☆対象になる医療費控除☆

医療保険の自己負担分・通院に必要な交通費・治療のために購入した薬代 など

#### ☆計算方法☆

医療費控除額＝支払医療費－(補てん額 + 10万円)

※補てん額→保険から給付される金額等のこと

※総所得金額等が200万円未満の方は10万円ではなく、その金額の5%



### ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

#### ☆対象になる医療費控除の特例控除☆

健康診査等、健康の維持増進・予防のための取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和2年12月31日までの間に、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入費用

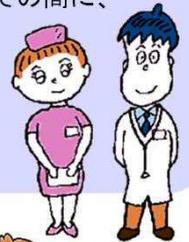
#### ☆計算方法☆

医療費控除の特例控除額＝購入費－(補てん額+12,000円)

※控除限度額→88,000円

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることは出来ません

①か②を  
選べるんだね



## ■医療費控除の申告についての変更■

令和2(2020)年度までは、医療費控除の申告について、医療費控除の明細書を提出することにより従来の医療費の領収書は提出が不要です。令和3(2021)年度以降医療費控除の明細書のみを提出していただくこととなりますのでご注意ください。



令和2(2020)年度まで

令和3(2021)年度以降

・医療費の領収書  
・医療費控除の明細書(※医療費通知)  
上記のいずれかを提出



・医療費控除の明細書(※医療費通知)を提出

※医療費控除の明細書に医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する場合、明細欄の記入を省略できます。  
※医療費控除の明細書を提出する場合、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。